

LIA-330 液化石油ガス用自記圧力計・電気式ダイヤフラム式圧力計検査規程 新旧対照表（令和4年11月1日改正）

第1章 総則 略

第2章 技術上の基準と検査の方法及び検査の合格基準

第1節 機械式自記圧力計

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
1 本体、カバー、感圧部等の材料は次の条件に適合すること。 (1) 本体及びカバーの材料は、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。	1 (1)イ 耐食性又は耐食処理については、 <u>JIS Z 2371(2015)</u> 塩水噴霧試験方法の <u>5</u> の装置及び <u>9</u> の試験条件に定める規格に適合する噴霧室において、 <u>4</u> の試験用の塩溶液(pH調節は <u>4.2.1</u> 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより確認すること。 □ 略	1 (1)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等に著しい変化が生じないことを確認したのもをもって合格したものとする。 □ 略	1 本体、カバー、感圧部等の材料は次の条件に適合すること。 (1) 本体及びカバーの材料は、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。	1 (1)イ 耐食性又は耐食処理については、 <u>日本工業規格 Z 2371(2000)</u> 塩水噴霧試験方法の <u>3</u> .装置及び <u>9</u> . <u>噴霧室</u> の条件に定める規格に適合する <u>塩水</u> 噴霧室において、 <u>7</u> .試験用塩溶液(pH調節は <u>7.2.1</u> 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより確認すること。 □ 略	1 (1)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等に著しい変化が生じないことを確認したのもをもって合格したものとする。 □ 略	表記の変更 引用 JIS 最新版の適用
(2)～(3) 略	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略	
2 機械式自記圧力計の構造及び寸法は、次の条件に適合すること。 (1) 治具を使用して取付ける機械式自記圧力計の入口側及び出口側の取付部のねじは、 <u>JIS B 0203(1999)</u> 管用テーパねじ又は <u>JIS B 0202(1999)</u> 管用平行ねじに定める規格に適合するものであり、ゴム管と接続するものにあつては、次に掲げるいずれかの図(単位mm)に適合すること。 なお、専用取付具にて接続するものにあつては、ガス栓又は検査孔との接続方法が説明書として添付されていること。 図 略	2 (1)イ ねじについては、ねじゲージにより、その他のものについては、マイクロメータ又はノギスにより測定して確認すること。 □ 略	2 (1)イ B欄に掲げる方法により基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとする。 ただし、ゴム管と接続するものの取付部の寸法公差は、外径については4%以内、その他の部分については8%以内とする。 □ 略	2 機械式自記圧力計の構造及び寸法は、次の条件に適合すること。 (1) 治具を使用して取付ける機械式自記圧力計の入口側及び出口側の取付部のねじは、 <u>日本工業規格 B 0203(1999)</u> 管用テーパねじ又は <u>日本工業規格 B 0202(1999)</u> 管用平行ねじに定める規格に適合するものであり、ゴム管と接続するものにあつては、次に掲げるいずれかの図(単位mm)に適合すること。 なお、専用取付具にて接続するものにあつては、ガス栓又は検査孔との接続方法が説明書として添付されていること。 図 略	2 (1)イ ねじについては、ねじゲージにより、その他のものについては、マイクロメータ又はノギスにより測定して確認すること。 □ 略	2 (1)イ B欄に掲げる方法により基準に適合することを確認したのもをもって合格したものとする。 ただし、ゴム管と接続するものの取付部の寸法公差は、外径については4%以内、その他の部分については8%以内とする。 □ 略	表記の変更
以下 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略	
3～6 略	3～6 略	3～6 略	3～6 略	3～6 略	3～6 略	

第2節 電気式ダイヤフラム式自記圧力計 略

第3節 電気式ダイヤフラム式圧力計 略

第3章～第5章 略

(付表 耐食性材料)

新			旧			備 考
材 料	材 料 規 格 名 称		材 料	材 料 規 格 名 称		
ステンレス鋼材	JIS G 4303	ステンレス鋼棒	ステンレス鋼材	JIS G 4303	ステンレス鋼棒	引用 JIS 最新版の適用
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯		JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	
	JIS G 4309	ステンレス鋼線		JIS G 4309	ステンレス鋼線	
	JIS G 4313	ばね用ステンレス鋼帯		JIS G 4313	ばね用ステンレス鋼帯	
	JIS G 4314	ばね用ステンレス鋼線		JIS G 4314	ばね用ステンレス鋼線	
銅及び銅合金	JIS H 3250	銅及び銅合金の棒	銅及び銅合金	JIS H 3250	銅及び銅合金の棒	
	JIS H 3270	ベリリウム銅, りん青銅及び洋泊の棒及び線		JIS H 3270	ベリリウム銅, りん青銅及び洋泊の棒並びに線	
アルミニウム	JIS H 4040	アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線	アルミニウム	JIS H 4040	アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線	
鋳 物	<u>JIS H 5120</u>	<u>銅及び銅合金鋳物 (黄銅鋳物、青銅鋳物)</u>	鋳 物	<u>JIS H 5101</u>	<u>黄銅鋳物</u>	
	JIS H 5202	アルミニウム合金鋳物		<u>JIS H 5111</u>	<u>青銅鋳物</u>	
ダイカスト	JIS H 5301	亜鉛合金ダイカスト	ダイカスト	JIS H 5301	亜鉛合金ダイカスト	
	JIS H 5302	アルミニウム合金ダイカスト		JIS H 5302	アルミニウム合金ダイカスト	

以上